

○	千葉県特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行細則の一部を改正する規則	一
○	千葉県財務規則の一部を改正する規則	一
○	告示	
○	令和八年度千葉県一般会計の補正予算の要領	二
○	条例による事務処理の特例に係る市町村交付金交付要綱の一部を改正する告示	二
○	平成九年千葉県告示第五百四十五号の一部を改正する告示	二
○	土地改良区定款の変更認可（四件）	二
○	患畜の発生	三
○	国土調査の成果の認証（四件）	三
○	急傾斜地崩壊危険区域の指定	四
○	海区漁業調整委員会指示	四
○	千葉海区漁業調整委員会指示第二百五十二号	四
○	公告	
○	都市計画地区計画の関係図書の縦覧	五
○	特定調達公告	
○	入札公告（二件）	五
○	落札者等の公告	五
○	その他	
○	千葉県市町村職員共済組合の決算の要旨	五
○	正誤	
○	令和八年六月二日付け県報第一四一四八号別冊中	七

規則

千葉県特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年七月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊 人

千葉県規則第四十二号

千葉県特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行細則の一部を改正する規則

千葉県特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行細則（平成十三年千葉県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物（以下「特殊建築物等」という。）に係るものに限る。以下同じ。）を削る。

第三条第一項中「（特殊建築物等に係るものに限る。以下同じ。）」を削る。

第四条を削る。

第五条第一項中「前条第一項の」を「法、政令及びこの規則に基づき知事に提出する」に改め、同条第二項を削り、同条を第四条とする。

別記第一号様式中

市町受付欄 ※

県受付欄

を

※ 受付欄

に改める。

別記第三号様式中

※市町受付欄

※受付欄

を

※ 受付欄

に改める。

附
則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年八月一日から施行する。

(經過措置)

2 この規則の施行の日前に、改正前の千葉県特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行細則の規定により調製した用紙は、同日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

千葉県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年七月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊 人

千葉県規則第四十三号

千葉県財務規則の一部を改正する規則

千葉県財務規則（昭和三十九年千葉県規則第十三号の二）の一部を次のように改正す

第14165号

千葉県報

令和8年7月31日（金曜日）

第五條第二項中「並びに総務ワークステーション」を削る。
別表第三総務ワークステーション及びびかいの出納員専決事項の欄中「総務ワークステーション及び」を削り、同表の備考第三号を削る。
別表第四出納局の項中

る。

「

審査情
報課

本庁における行政不服審査法における書面の写し等の交付に係る手数料に関する条例（平成二十八年千葉県条例第四号）に規定する手数料並びに行政文書及び個人情報情報の開示並びに情報の提供に係る税外諸収入金の収納事務

」

を

「

審査情
報課

本庁における行政不服審査法における書面の写し等の交付に係る手数料に関する条例（平成二十八年千葉県条例第四号）に規定する手数料並びに行政文書及び個人情報情報の開示並びに情報の提供に係る税外諸収入金の収納事務

」

に改

附則

この規則は、令和八年八月一日から施行する。

告示

総務ワークステーション

副所長

千葉県告示第四百六号

令和八年六月定例県議会の議決を経た令和八年度千葉県一般会計補正予算の要領は、別冊のとおりである。
令和八年七月三十一日
千葉県知事 熊谷 俊人

条例による事務処理の特例に係る市町村交付金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。
令和八年七月三十一日
千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第四百七号

条例による事務処理の特例に係る市町村交付金交付要綱の一部を改正する告示
条例による事務処理の特例に係る市町村交付金交付要綱（平成十二年千葉県告示第三十六号）の一部を次のように改正する。
別表第一号下欄中「及びロ」を「ハ及びニ」に改める。
附則
この告示は、令和八年八月一日から施行する。

千葉県告示第四百八号

平成九年千葉県告示第五百四十五号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定により知事が定める金額）の一部を次のように改正する。
令和八年七月三十一日
千葉県知事 熊谷 俊人

附則

本則の表常時介護を要する状態の項中「八万五千四百九十円」を「九万七千九百九十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「四万二千七百円」を「四万五千四百円」に改める。

附則

（施行期日）
1 この告示は、公示の日から施行する。
（経過措置）
2 改正後の規定は、令和八年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

千葉県告示第四百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、木更津市富岡土地改良区の定款の変更を令和八年七月二十二日付けで認可した。

二

令和八年七月三十一日		千葉県知事		熊谷俊人	
千葉県告示第四百十号		土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、印旛沼土地改良区の定款の変更を令和八年七月二十二日付けで認可した。		令和八年七月三十一日	
千葉県告示第四百十一号		土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、市原市加茂土地改良区の定款の変更を令和八年七月二十二日付けで認可した。		令和八年七月三十一日	
千葉県告示第四百十二号		土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、篠本新井土地改良区の定款の変更を令和八年七月二十二日付けで認可した。		令和八年七月三十一日	
千葉県告示第四百十三号		家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり患畜の発生の届出があった。		令和八年七月三十一日	
千葉県告示第四百十四号		国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、令和八年七月三十一日次のとおり国土調査の成果を認証した。		令和八年七月三十一日	
千葉県告示第四百十五号		国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、令和八年七月三十一日次のとおり国土調査の成果を認証した。		令和八年七月三十一日	
千葉県告示第四百十六号		国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、令和八年七月三十一日次のとおり国土調査の成果を認証した。		令和八年七月三十一日	
千葉県告示第四百十七号		国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、令和八年七月三十一日次のとおり国土調査の成果を認証した。		令和八年七月三十一日	

調査を行った者の名称		調査を行った期間		成果の名称		調査を行った地域	
千葉市		令和五年四月一日から令和七年七月三十一日まで		千葉市（美浜区真砂の一部）の地籍図及び地籍簿		千葉市美浜区真砂の一部の区域	

調査を行った者の名称		調査を行った期間		成果の名称		調査を行った地域	
香取市		令和四年四月一日から令和七年三月三十一日まで		香取市（九美上、小見川及び八日市場の各一部）の地籍図及び地籍簿		香取市九美上、小見川及び八日市場の各一部の区域	

調査を行った者の名称		調査を行った期間		成果の名称		調査を行った地域	
長生郡睦沢町		令和三年四月一日から令和五年三月三十一日まで		長生郡睦沢町（上之郷の一部）の地籍図及び地籍簿		長生郡睦沢町上之郷の一部の区域	

第 1 4 1 6 5 号										千 葉 県										報										令和 8 年 7 月 31 日（金曜日）									
調査を行 た者の名称										調 査 を 行 っ た 期 間										成 果 の 名 称										調 査 を 行 っ た 地 域									
町										令和四年一月二十一日から 令和六年三月二十九日まで										長生郡長南町（芝 原の全部）の地籍 図及び地籍簿										長生郡長南町芝原 の全部の区域									
長生郡長南																																							
千葉県告示第四百十八号																																							
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条																																							
第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。																																							
その関係図書は、千葉県県土整備部河川環境課及び成田土木事務所において縦覧に供す る。																																							
令和八年七月三十一日																																							
千葉県知事										熊 谷										俊 人																			
押畑四急傾斜地崩壊危険区域																																							
次に掲げる地番の土地に設置した標柱第一号から標柱第二十九号までを順次結んだ線及び 標柱第二十九号と標柱第一号とを結んだ線により囲まれた区域。この場合において、各標柱 を結ぶ線は、直線とする。																																							
標柱を設置した土地の地番																																							
標柱番号										市町村名										大 字 名										字									
一										成 田 市										押 畑										西 内									
二										〃										〃										台 内									
三										〃										〃										〃									
四										〃										〃										〃									
五										〃										〃										〃									
六										〃										〃										〃									
七										〃										〃										〃									
八										〃										〃										〃									
九										〃										〃										〃									
〇										〃										〃										〃									
一										〃										〃										〃									
二										〃										〃										〃									
三										〃										〃										〃									
四										〃										〃										〃									
五										〃										〃										〃									
六										〃										〃										〃									
七										〃										〃										〃									
八										〃										〃										〃									
九										〃										〃										〃									
〇										〃										〃										〃									
一										〃										〃										〃									
二										〃										〃										〃									
三										〃										〃										〃									
四										〃										〃										〃									
五										〃										〃										〃									
六										〃										〃										〃									
七										〃										〃										〃									
八										〃										〃										〃									
九										〃										〃										〃									
〇										〃										〃										〃									
一										〃										〃										〃									
二										〃										〃										〃									
三										〃										〃										〃									
四										〃										〃										〃									
五										〃										〃										〃									
六										〃										〃										〃									
七										〃										〃										〃									
八										〃										〃										〃									
九										〃										〃										〃									
〇										〃										〃										〃									
一										〃										〃										〃									
二										〃										〃										〃									
三										〃										〃										〃									
四										〃										〃										〃									
五										〃										〃										〃									
六										〃										〃										〃									
七										〃										〃										〃									
八										〃										〃										〃									
九										〃										〃										〃									
〇										〃										〃										〃									
一										〃										〃										〃									
二										〃										〃										〃									
三										〃										〃										〃									
四										〃										〃										〃									
五										〃										〃										〃									
六										〃										〃										〃									
七										〃										〃										〃									
八										〃										〃										〃									
九										〃										〃										〃									
〇										〃										〃										〃									
一										〃										〃										〃									
二										〃										〃										〃									
三										〃										〃										〃									
四										〃										〃										〃									
五										〃										〃										〃									
六										〃										〃										〃									
七										〃										〃										〃									
八										〃										〃										〃									
九										〃										〃										〃									
〇										〃										〃										〃									
一										〃										〃										〃									
二										〃										〃										〃									
三										〃										〃										〃									
四										〃										〃										〃									
五										〃										〃										〃									
六										〃										〃										〃									
七										〃										〃										〃									
八										〃										〃										〃									
九										〃										〃										〃									
〇										〃										〃										〃									
一										〃										〃										〃									
二										〃										〃										〃									
三										〃										〃										〃									
四										〃										〃										〃									
五										〃										〃										〃									
六										〃										〃										〃									
七										〃										〃										〃									
八										〃										〃										〃									
九										〃										〃										〃									
〇										〃										〃										〃									
一										〃										〃										〃									
二										〃										〃										〃									
三										〃										〃										〃									
四										〃										〃										〃									
五										〃										〃										〃									
六										〃										〃										〃									
七										〃										〃										〃									
八										〃										〃										〃									
九										〃										〃										〃									
〇										〃										〃										〃									
一										〃										〃										〃									
二										〃										〃										〃									
三										〃										〃										〃									
四										〃										〃										〃									
五										〃										〃										〃									
六										〃										〃										〃									
七										〃										〃										〃									
八										〃										〃										〃									
九										〃										〃										〃									
〇										〃										〃										〃									
一										〃										〃										〃									
二										〃										〃										〃									
三										〃										〃										〃									
四										〃										〃										〃									
五										〃										〃										〃									
六										〃										〃										〃									
七										〃										〃										〃									
八										〃										〃										〃									
九										〃										〃										〃									
〇										〃										〃										〃									
一										〃										〃										〃									
二										〃										〃										〃									
三										〃										〃										〃									
四										〃										〃										〃									
五										〃										〃										〃									
六										〃										〃										〃									
七										〃										〃										〃									
八										〃										〃										〃									
九										〃										〃										〃									
〇										〃										〃										〃									
一										〃										〃										〃									
二										〃										〃										〃									
三										〃										〃										〃									
四										〃										〃										〃									
五										〃										〃										〃									
六										〃										〃										〃									
七										〃										〃										〃									
八										〃										〃										〃									
九										〃										〃										〃									
〇										〃										〃										〃									
一										〃										〃										〃									
二										〃										〃										〃									
三										〃										〃										〃									
四										〃										〃										〃									
五										〃										〃										〃									
六										〃										〃										〃									
七										〃										〃										〃									
八										〃										〃										〃									
九										〃										〃										〃									
〇										〃										〃										〃									
一										〃										〃										〃									
二										〃										〃										〃									
三										〃										〃										〃									
四										〃										〃										〃									
五										〃										〃										〃									
六										〃										〃										〃									
七										〃										〃										〃									
八										〃										〃										〃									
九										〃										〃										〃									
〇										〃										〃										〃									
一										〃										〃										〃									
二										〃										〃										〃									
三										〃										〃										〃									
四										〃										〃										〃									
五										〃										〃										〃									
六										〃										〃										〃									
七										〃										〃										〃									
八										〃										〃										〃									
九										〃										〃										〃									
〇										〃										〃										〃									
一										〃										〃										〃									
二										〃										〃										〃									
三										〃										〃										〃									
四										〃										〃										〃									
五										〃										〃										〃									
六										〃										〃										〃									
七										〃										〃										〃									
八										〃										〃										〃									
九										〃										〃										〃									
〇										〃										〃										〃									
一										〃										〃										〃									
二										〃										〃										〃									
三										〃										〃										〃									
四										〃										〃										〃									
五										〃										〃										〃									
六										〃										〃										〃									
七										〃										〃										〃									
八										〃										〃										〃									
九										〃										〃										〃									
〇										〃										〃										〃									
一										〃										〃										〃									
二										〃										〃										〃									
三										〃										〃										〃									
四										〃										〃										〃									
五										〃										〃										〃									
六										〃										〃										〃									
七										〃										〃										〃									
八										〃										〃										〃									
九										〃										〃										〃									
〇										〃										〃										〃									
一										〃										〃										〃									
二										〃										〃										〃									
三										〃										〃										〃									
四										〃										〃										〃									
五										〃										〃										〃									
六										〃										〃										〃									
七										〃										〃										〃									
八										〃										〃										〃									
九										〃										〃										〃									
〇										〃										〃										〃									
一										〃										〃										〃									
二										〃										〃										〃									
三										〃										〃										〃									
四										〃										〃										〃									
五										〃										〃										〃									
六										〃										〃										〃									
七										〃										〃										〃									
八										〃										〃										〃									
九										〃										〃										〃									
〇										〃										〃										〃									
一										〃										〃										〃									
二										〃										〃										〃									
三										〃										〃										〃									
四										〃										〃										〃									
五										〃										〃										〃									
六										〃										〃										〃									
七										〃										〃										〃									
八										〃										〃										〃									
九										〃										〃										〃									
〇										〃										〃										〃									
一										〃										〃										〃									
二										〃										〃										〃									
三										〃										〃										〃									
四										〃										〃										〃									
五										〃										〃										〃									
六										〃										〃										〃									
七										〃										〃										〃									
八										〃										〃										〃									
九										〃										〃										〃									
〇										〃										〃										〃									
一										〃										〃										〃									
二										〃										〃										〃									
三										〃										〃										〃									
四										〃										〃										〃									
五																																							

オ 北緯三五度六分五〇秒、東経一四〇度一七分四〇秒の点 カ 北緯三五度七分一〇秒、東経一四〇度一八分一〇秒の点 キ 北緯三五度七分二〇秒、東経一四〇度一九分五〇秒の点 ク 北緯三五度七分、東経一四〇度一九分四〇秒の点 ケ 北緯三五度七分一〇秒、東経一四〇度二〇分三〇秒の点 コ 北緯三五度七分二〇秒、東経一四〇度二〇分五〇秒の点 サ 北緯三五度七分五〇秒、東経一四〇度二一分一〇秒の点 シ 北緯三五度八分三〇秒、東経一四〇度二三分の点 ス 北緯三五度九分五〇秒、東経一四〇度二一分一〇秒の点 セ 北緯三五度一〇分、東経一四〇度二一分五〇秒の点 ソ 北緯三五度九分五〇秒、東経一四〇度二二分四〇秒の点 タ 北緯三五度一一分、東経一四〇度二四分四〇秒の点 チ 漁業権基点南七十九号の一（夷隅郡御宿町といすみ市との境界付近に設置した標柱） 3 外川漁港東防波堤灯台中心点から半径一二海里以内の千葉県海面のうち、次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線以東の区域 ア 北緯三五度四一分五三秒、東経一四〇度四五分四〇秒の点（磯見川河口中心点） イ 北緯三五度三九分四〇秒、東経一四〇度四七分四〇秒の点 ウ 北緯三五度三九分一〇秒、東経一四〇度四四分一〇秒の点 エ 北緯三五度二九分五〇秒、東経一四〇度四八分五〇秒の点 二 船舶を使用して遊漁のまき餌釣りをする場合のまき餌使用量の基準は、次のとおりとする。ただし、当該まき餌の使用に当たっては、基準内の量を使用する場合であっても必要最小限の量としなければならない。 1 南房総市大房岬突端と神奈川県三浦市釧埼灯台中心点とを結んだ線以北の海面において、一人一日当たり三キログラム以内 2 1以外の海面においては、一人一日当たり五キログラム以内 三 船舶を使用しないで遊漁のまき餌釣りをする場合は、当該まき餌の使用量は必要最小限の量とし、漁業権が設定されている区域にあつては、漁業権者の漁場管理に協力しなければならない。 四 この指示の有効期間は、令和八年八月一日から令和九年七月三十一日までとする。		都市計画地区計画の関係図書の縦覧 令和八年七月三十一日袖ヶ浦市の決定に係る袖ヶ浦都市計画地区計画旧学校給食センター水産養殖地区地区計画の関係図書の送付があつたので、都市計画法（昭和四十三年法		律第百号）第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。 令和八年七月三十一日 千葉県知事 熊谷 俊人 特 定 調 達 公 告 〔この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。〕 入札公告 別冊のとおり一般競争入札に付する。 令和8年7月31日 千葉県知事 熊谷 俊人 入札公告 別冊のとおり一般競争入札に付する。 令和8年7月31日 千葉県知事 熊谷 俊人 落札者等の公告 別冊のとおり落札者等について公告する。 令和8年7月31日 千葉県知事 熊谷 俊人 そ の 他 千葉県市町村職員共済組合の決算の要旨 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第二十二条第三項の規定による決算の要旨は、次のとおりである。 令和八年七月三十一日 千葉県市町村職員共済組合理事長 岩田 利雄
---	--	---	--	---

令和 7 年度決算の要旨

1 損益計算書の要旨

(単位：千円)

経 理 区 分	短 期	厚生年金 保 険	退 職 等 年 金	経 過 的 長 期	退職等年金 預託金管理	経過の長期 預託金管理	業 務	保 健	保健第 2	保健第 3	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資	財 形
収 入	負担金・掛金・ 組合員保険料	42,939,674	87,455,599	5,654,284	364,555	-	674,886	1,974,502	-	-	-	-	-	-	-
	介護負担金・介護掛金	4,241,036	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	施設収入・商品売上	-	-	-	-	-	-	-	131,638	15,136	1,502,871	-	-	993,791	-
	連合会交付金	291	-	-	-	-	218,218	715	-	-	-	-	281	-	-
	組合員貸付金利息	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	56,568	-	-
	利息及び配当金	67,255	-	-	-	44,133	17,551	28,611	14,054	8,967	64,044	7,856,297	120	53	1
	他経理より繰入	-	-	-	-	-	128,927	-	100,000	10,000	100,715	-	-	-	-
	その他の収入	3,361,990	-	-	-	-	111	4	-	-	156,371	142,865	299	40,306	210
	前年度繰越支払準備金	3,582,398	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	54,192,644	87,455,599	5,654,284	364,555	44,133	1,039,693	2,003,832	245,692	34,103	1,824,001	7,999,162	57,268	1,034,150	211
支 出	給付	25,278,500	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	役員員給与	-	-	-	-	-	316,019	27,582	-	-	83,327	40,468	13,055	1,957	-
	旅費・事務費	-	-	-	-	-	77,459	2,461	1,244	1,395	7,388	2,948	1,626	395	-
	厚生費	-	-	-	-	-	246	1,541,188	-	-	1,868	15	4	11	-
	特定健康診査等費	-	-	-	-	-	-	90,166	-	-	-	-	-	-	-
	商品仕入	-	-	-	-	-	-	-	1,707	-	4,274	-	-	993,791	-
	飲食材料費	-	-	-	-	-	-	-	2,437	-	201,711	-	-	-	-
	委託費	-	-	-	-	-	77,287	4,310	93,816	9,313	822,865	5,959	2,576	172	-
	委託管理費	-	-	-	-	-	38,337	5,305	6,560	7,171	176,845	8,161	6,541	3,824	-
	前期高齢者納付金	4,341,356	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	後期高齢者支援金	9,804,862	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	病床転換支援金	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	介護納付金	4,262,653	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	連合会払込金	583,016	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	連合会拠出金	2,694,152	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	連合会分担金	-	-	-	-	-	57,296	12,148	-	-	-	-	-	-	-
	負担金払込金	-	53,026,449	2,827,154	364,555	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	掛金払込金	-	-	2,827,130	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	組合員保険料払込金	-	34,429,150	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	事務費負担金払込金	-	-	-	-	-	297,297	-	-	-	-	-	-	-	-
	減価償却費	-	-	-	-	-	1,652	-	21,073	13,793	141,403	-	-	-	-
	支払利息	-	-	-	-	44,133	-	-	-	-	-	7,355,220	20,745	22,918	210
	他経理へ繰入	128,926	-	-	-	-	-	110,715	-	-	-	100,000	-	-	-
	その他の支出	338,261	-	-	-	-	223,971	152,588	84,533	13,512	447,080	34,961	15,523	11,375	-
	次年度繰越支払準備金	3,782,242	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	51,213,972	87,455,599	5,654,284	364,555	44,133	1,089,564	1,946,463	211,370	45,184	1,886,761	7,547,732	60,070	1,034,443	210
差 引 当 期 利 益 金 又 は 当 期 損 失 金 （ △ ）		2,978,672	0	0	0	0	△ 49,871	57,369	34,322	△ 11,081	△ 62,760	451,430	△ 2,802	△ 293	1

2 貸借対照表の要旨

(単位：千円)

経 理 区 分	短 期	厚生年金 保 険	退 職 等 年 金	経 過 的 長 期	退職等年金 預託金管理	経過の長期 預託金管理	業 務	保 健	保健第 2	保健第 3	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資	財 形
資 産	流動資産	13,327,507	5,413,952	360,393	2,322	278,415	1,041,452	2,192,417	776,905	460,688	3,383,853	5,363,765	84,249	2,716,403	8
	固定資産	-	-	-	-	4,445,757	4,063	6,368	718,775	262,074	5,647,585	459,472,409	4,558,434	-	22,087
	繰延資産	-	-	-	-	-	160,134	3,479	-	-	-	3,032	2,056	870	-
資 産 合 計		13,327,507	5,413,952	360,393	2,322	4,724,172	1,205,649	2,202,264	1,495,680	722,762	9,031,438	464,839,206	4,644,739	2,717,273	22,095
負 債	流動負債	189,723	5,413,952	360,393	2,322	-	64,867	251,945	59,474	1,266	330,196	401,433,439	2,398	97,106	-
	固定負債	3,782,242	-	-	-	4,724,172	294,375	21,347	-	-	516,691	53,553	2,139,352	2,397,657	22,087
	負 債 合 計	3,971,965	5,413,952	360,393	2,322	4,724,172	359,242	273,292	59,474	1,266	846,887	401,486,992	2,141,750	2,494,763	22,087
純 資 産	資本剰余金	-	-	-	-	-	-	-	1,147,738	655,000	6,305,581	-	-	-	-
	利益剰余金	9,355,542	-	-	-	-	846,407	1,928,972	288,468	66,496	1,878,970	63,352,214	2,502,989	222,510	8
	欠損金（介護）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	純 資 産 合 計	9,355,542	0	0	0	0	846,407	1,928,972	1,436,206	721,496	8,184,551	63,352,214	2,502,989	222,510	8
負 債 ・ 純 資 産 合 計		13,327,507	5,413,952	360,393	2,322	4,724,172	1,205,649	2,202,264	1,495,680	722,762	9,031,438	464,839,206	4,644,739	2,717,273	22,095

令和八年六月二日付け県報第一四一四八号別冊中 (財政課)				
ページ	段	行	誤	正
表紙			令和８年度干葉県一般会計及び特別会計の補正予算の要領	令和８年度干葉県一般会計及び特別会計の予算の要領

購読料 本号（別冊を含む。） 一部 五二円

発行者 千葉県中央区市場町一番一号

千 葉 県

購読申込先 〇四三（二二三）二六五八